

東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月23日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等による影響を受けている事業者に対し、将来に向けた投資を促進するため、新事業展開、生産性向上及び賃上げの実現を図るための設備投資に要する経費について、予算の範囲内において東かがわ市未来投資応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小事業者等」とは、市内に本社若しくは営業所等を有し、次の要件を満たす法人又は個人事業者で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるものをいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。
 - ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイのいずれかを満たす法人であること。
- (2) 「補助対象者」とは、補助金の交付の対象となる者をいう。
- (3) 「補助対象事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 「補助対象経費」とは、補助金の交付の対象となる経費をいう。
- (5) 「申請者」とは、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (6) 「補助事業者」とは、補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (7) 第1号ア及びイの「資本金の額又は出資の総額」は、「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に規定する中小事業者等とする。ただし、個人事業者にあつては、事業主又は従業員の1人以上が市内に住所を有しているものに限るものとし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政党その他の政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であつて、宿坊等を運営するものを除く。）
- (8) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する設備投資等の事業であつて、従業員がいる場合にあつては、継続的な賃上げに資する事業とする。

- (1) 成長につながる新事業展開又は事業分野拡大に必要な設備投資
 - (2) 生産性向上につながる設備投資
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が実施する他の制度による補助金等の交付の対象となる事業は、補助対象事業としない。
- 3 補助対象事業の着手日及び完了日は、市長が別に定める。
- （補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費であつて、別表に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、汎用性の高い備品等に係る経費その他補助事業の目的に合致しない経費は対象としない。

3 前2項に規定するもののほか、別表に掲げる設備処分費のみによる申請は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の総額が25万円を下回る場合は、補助金の交付の対象としない。

(交付申請)

第7条 申請者は、東かがわ市未来投資応援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象経費の根拠となる証拠書類(見積書の写し等)

(3) 事業の実態が確認できる以下のいずれかの書類

ア 法人の場合 現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書の写し(根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等の写しを含む。)

イ 個人事業者の場合 直近の確定申告書の写し(確定申告の義務がない等の事由により提出できない場合は直近の住民税の申告書類の控えの写し、創業後最初の確定申告を済ませていない場合は開業届の写し)

(4) 市税完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、東かがわ市未来投資応援補助金交付決定(変更交付決定)通知書(様式第2号)により補助金の交付を申請した事業者へ通知する。

2 前項の交付決定は、条件を付してすることができる。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容若しくは経費の配分を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、東かがわ市未来投資応援補助金変更申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除

く。

(1) 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な目的達成に資するものと考えられる事業計画の細部の変更

(2) 補助対象経費の合計額の20パーセントを超えない範囲での変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業内容の実質的な変更を伴わない単なる経費の減額

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、東かがわ市未来投資応援補助金交付決定（変更交付決定）通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、東かがわ市未来投資応援補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助対象経費決算 内訳

(3) 補助対象経費決算の根拠となる証拠書類（領収書の写し等）

(4) 補助事業等の実施状況を示す書類（写真等）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市未来投資応援補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、東かがわ市未来投資応援補助金交付請求書（様式第6号）により市長へ補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 当該決定に係る補助対象事業が第4条に規定する要件を満たさなくなったと認められると

き。

(2) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の規定による交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

(4) その他当該補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、当該事業者に対してその理由を示さなければならない。

・ (補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該事業者が既にその補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金等に関し、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は当該職員にその事務所又は事業所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月23日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費の内容
(1) 機械装置等費	商品・サービス提供のための機械設備（設置・据付を伴うことが原則）の購入費、生産性向上のための独自の特定業務用ソフトウェアの導入費等
(2) 運搬費	機械設備等の運搬に要する経費、宅配・郵送等に要する経費（本体価格に比して高額なものを除く。）等
(3) 設備処分費	補助事業に必要なスペース確保を目的とした設備機器等の解体又

	<p>は処分に要する経費（15万円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。ただし、設備処分費のみによる申請は、補助の対象としない。）等</p>
<p>(4) 外注費</p>	<p>工場・店舗等の新築工事（土地の取得を含む。）、改装工事、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事及び自社等の業務のためだけに開発された特定業務用ソフトウェア等の開発費等</p>

※受付番号は事務局が記入します。

受付番号

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

(法人の場合法人番号)

(個人にあつては、住所及び氏名)

連絡先 (担当者)

E-M a i l

東かがわ市未来投資応援補助金交付申請書

東かがわ市未来投資応援補助金の交付を受けたいので、東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助申請額		円
2 添付書類	(1) 補助事業計画書 (2) 補助対象経費の根拠となる証拠書類 (見積書の写し等) (3) 事業の実態が確認できる以下のいずれかの書類 【法人の場合】 現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書の写し (※根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等の写しでも可) 【個人事業者の場合】 直近の確定申告書の写し (※確定申告の義務がない等、相当の事由により提出できない場合は「直近の住民税の申告書類の控え」、創業後最初の確定申告を済ませていない場合は「開業届の写し」) 及び住民票の写し (4) 市税完納証明書 (5) その他市長が必要と認める書類	
3 備考		

本申請に当たり、以下の事項について誓約します。(確認のうえ、□にチェックを入れてください)

- 東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱の規定を遵守します。
- 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。
- 営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 公共法人、性風俗関連特殊営業を行う者、政治団体、宗教上の組織又は団体のいずれにも該当しません。
- 本申請に係る設備投資等について、国、県又は市が実施する他の補助金等の交付を受けていません (受ける予定もありません)。

事業計画書

1. 事業計画

1 補助事業区分	(※) 実施する分野全てにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 成長につながる新事業展開又は事業分野拡大に必要な設備投資 <input type="checkbox"/> 生産性向上につながる設備投資
2 申請者の業務概要 (主な事業)	(※) 申請者の会社の沿革やこれまでの事業内容を具体的に記載してください。
3 申請の目的 (物価高騰による経営面等への影響)	(※) 売上、収益、客数への影響、事業形態や戦略の変化など具体的に記載してください。
4 補助対象事業等の内容 (補助事業計画)	(※) 上記の課題等を改善するため補助事業の実施に当たり、今回の補助金でどのような取組みを行うのか、できるだけ具体的に記載してください。 (※) 概要で選択した項目以外に目的、手法が複数ある場合、この欄に記載してください。 (※) 同業他社との比較・優位性などを記載してください。 (※) 導入する設備の概要・特徴なども具体的に記載してください。 (※) 適宜、写真やイメージ図、グラフ等を用いて記載してください。どのような事業計画で実施するか実施事業の内容をできるだけ具体的に記載してください。 (※) 改装により、レイアウト変更等を伴う場合には、必要に応じて、生産方式の概要、工程図(又は工程表)、生産ライン(工場)等のレイアウト図、スキーム図などを添付してください。
5 補助事業効果 (事業実施による業績目標)	(※) 事業効果を数値等用いて、課題等改善が明確になるよう具体的に記載してください。
6 賃上げの具体的な計画 (従業員がいる場合)	(※) 従業員がいる場合は、今回の設備投資等による実施効果をどのように賃上げに反映させる予定か具体的に記載してください。
7 事業実施スケジュール	年 月 日 ～ 年 月 日

2. 補助対象経費 内訳

見積書等 番号	補助対象経費区分	経費の内容	(A) 金額 (税込み)	(B) 金額 (税抜き)
No. 1			円	円
No. 2			円	円
No. 3			円	円
No. 4			円	円
No. 5			円	円
No. 6			円	円
No. 7			円	円
No. 8			円	円
No. 9			円	円
No. 10			円	円
No. 11			円	円
No. 12			円	円
No. 13			円	円
No. 14			円	円
No. 15			円	円
① 補助対象経費合計額 (Bの合計額)				円
② 交付申請額 ①×3/4以内の額 (上限50万円・千円未満切捨て)				円

【備考】

※各経費の内訳が分かるものを添付するとともに、上欄の「見積書等番号」に対応する数字を、添付する見積書等全ての右肩に記載し、順番に並べて提出してください。(すべて写しを添付。原本還付できません。)

※見積書が徴取できない場合には、価格の妥当性が判断できる書類 (ホームページやカタログ等の写し) を添付してください。

※補助対象経費区分は、①機械装置等費、②運搬費、③設備処分費、④外注費のいずれかを記載してください。

※「金額」欄には、消費税及び地方消費税は補助対象外のため、(A)に税込み金額を記載し、(B)税抜き金額を記載してください。(税込価格しか分からない場合は税込価格に100/110を掛けて1円未満の端数を切り上げた額を記載してください。)

※交付申請額は、補助対象経費合計額の4分の3以内とし、1,000円未満は切り捨ててください。

※②交付申請額は補助申請額 (様式第1号) に記載する額と一致させてください。

※申請者の事業概要を補足する資料について、必要に応じて、会社概要、特徴、など、事業の仕組みが分かる図などを添付してください。

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市未来投資応援補助金交付決定（変更交付決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市未来投資応援補助金については、次のとおり決定（変更決定）したので、東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

1 交付年度	年度
2 補助金の 交付決定額	, 円
3 交付条件	<p>(1) この補助金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）</p> <p>イ 中止し、又は廃止するとき。</p> <p>ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書等を提出してください。</p> <p>(4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p> <p>(7) 同一内容で、本補助金以外の国・県等の補助事業に申請する場合（した場合）には、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>
4 備 考	

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

東かがわ市未来投資応援補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおりその内容等を変更したいので、東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

<p>1 変更した 事業の内容</p>	
<p>2 変更後の着手・完了予定年月日</p>	<p>着手日 年 月 日 完了日 年 月 日</p>
<p>3 添付書類</p>	<p>(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の補助対象経費内訳 (3) その他参考書類</p>
<p>4 備 考</p>	

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

東かがわ市未来投資応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金の額	円
2 着手・完了年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
3 添付書類	(1) 事業報告書 (2) 補助対象経費決算 内訳 (3) 補助対象経費決算の根拠となる証拠書類 (領収書の写し等) (4) 補助事業等の実施状況を示す書類 (写真等) (5) その他市長が必要と認める書類
4 備考	

2. 補助対象経費決算 内訳

領収書等 番号	補助対象経費区分	経費の内容	(A) 金額 (税込み)	(B) 金額 (税抜き)
No. 1			円	円
No. 2			円	円
No. 3			円	円
No. 4			円	円
No. 5			円	円
No. 6			円	円
No. 7			円	円
No. 8			円	円
No. 9			円	円
No. 10			円	円
No. 11			円	円
No. 12			円	円
No. 13			円	円
No. 14			円	円
No. 15			円	円
① 補助対象経費合計額 (Bの合計額)				円
② 補助金額 ①×3/4以内の額 (上限50万円・千円未満切捨て)				円

【備考】

※各経費の内訳が分かるものを添付するとともに、上欄の「領収書等番号」に対応する数字を、添付する領収書等全ての右肩に記載し、順番に並べて提出してください。(すべて写しを添付。原本還付できません。)

※領収書がない場合には、価格の確認ができる書類 (通帳の該当ページ及び口座名義が確認できるページの写し等) を添付してください。

※補助対象経費区分は、①機械装置等費、②運搬費、③設備処分費、④外注費のいずれかを記載してください。

※「金額」欄には、消費税及び地方消費税は補助対象外のため、(A)に税込み金額を記載し、(B)に税抜き金額を記載してください。(税込価格しか分からない場合は税込価格に100/110を掛けて1円未満の端数を切り上げた額を記載してください。)

※補助金額は、補助対象経費合計額の4分の3以内とし、1,000円未満は切り捨ててください。

※②補助金額は補助金実績報告書 (様式第5号) に記載する額と一致させてください。

第 号
令和 年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市未来投資応援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業等の実績報告に係る補助金等の額については、次のとおり確定したので、東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金等の 交付決定額	円
4 交付条件	(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (3) 東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

（個人にあつては、住所及び氏名）

東かがわ市未来投資応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定通知のあった東かがわ市未来投資
 応援補助金について、東かがわ市未来投資応援補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協 信漁連 信用金庫 信用組合							支店 出張所	
	預金種目	1 普通	口座番号						
	2 当座	(左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

【添付書類】

口座振込先通帳の写し

（通帳1枚目見開き部分、カタカナで口座名義が記載されている部分）